

「子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例（仮称）」 骨子（案）について

－皆様の御意見をお寄せください－

「子どもを共に育む京都市民憲章」（以下「憲章」といいます。）は、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会を目指し、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として、平成19年2月5日に制定されました。（憲章の全文は2ページ参照）

制定から約3年半が経過し、着実に市民の行動の輪は広がりを見せてきています。しかし、憲章の存在自体を知らない市民も多く、まだまだ一人一人の市民にまで浸透していないのが現状と言えます。また、依然として父親の育児参加の機会が少なく、母親の子育てに対する不安や負担感、孤立感が多くあります。そして、全国で相次いでいる児童虐待等、子どもを取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。そこで、市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくりのためには、憲章の実践をより一層推進していくことが求められています。

このため、憲章の理念が市民生活の隅々にまで浸透し、家庭、地域、学校、企業、社会のあらゆる場における実践行動の輪が広がるよう、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例（仮称）」の制定が必要です。

つきましては、条例の骨子案をまとめましたので、市民の皆様の貴重な御意見をお待ちしています。

（骨子案は3～9ページで、条例に盛り込む内容のほか、その解説を点線の箱の中に記載しています。）

▼ 募集期間 平成22年11月15日（月）～平成22年12月7日（火）

▼ 御意見の提出方法

(1) 郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法で受け付けています。

(2) 様式は自由ですが、意見提出用紙を添付していますので、参考にしてください。

▼ 御意見の提出先・お問い合わせ先

○京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル3階

電話 075-251-2380 / ファックス 075-251-2322

電子メール kosodatesien@city.kyoto.jp

○京都市教育委員会生涯学習部家庭地域教育支援担当

〒604-8064

京都市中京区富小路通六角下る骨屋之町 549 元生祥小学校内

電話 075-251-0456 / ファックス 075-251-1013

電子メール kateichiiki@edu.city.kyoto.jp

お寄せいただいた御意見等は、後日、その概要及び御意見等に対する本市の考え方を取りまとめ公表する予定です。ただし、個人に関する情報は一切公表しません。また、御意見等に対する個別の回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。



子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会



子どもを共に育む京都市民憲章

子どもたちの今と未来のため、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範としての市民憲章



わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈^{いつく}しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒^ほめ、時^{しか}には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅^{おびや}かすものに対して、毅然とした態度で臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆^{きずな}を結び、共に生きるうえでの行動規範としての市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆^{きずな}を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

平成19年2月5日（育¹児⁹ニコニコ笑²顔⁵の日）制定

同年3月13日京都市会が「子どもを共に育む京都市民憲章」を積極的に推進する決議

「子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例（仮称）」骨子（案）

1 条例の目的

子どもを共に育む京都市民憲章（以下「憲章」という。）の実践方策等を定めることにより、憲章の実践を総合的に推進し、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことを目的とする。

この条例は、「子どもを共に育む京都市民憲章」を基本理念として、その実践を推進する方策を定めることにより、この憲章の普及と実践行動の一層の推進を総合的にを行い、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことを目的とします。

「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念を具体的な実践行動に移すため、公的な環境整備「公助」だけでなく、地域での「共助」、個人による「自助」についても規定し、社会全体で子育てしていくこととしています。

2 用語の定義

- ・ 子どもとは、おおむね18歳未満の者をいう。
- ・ 保護者とは、親権者等で、子どもを現に監護する者をいう。
- ・ 育ち学ぶ施設関係者とは、学校教育法に定める学校、児童福祉法に定める児童福祉施設、その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設・事業で子どもを育成する者をいう。

本条例では、「保護者」は、親や、その他の子どもを養育する人をいいます。

また、「育ち学ぶ施設関係者」には、小・中・高等学校、大学、幼稚園、保育所、児童館、児童養護施設、つどいの広場、昼間里親、京都市青少年活動センター等が含まれます。

3 実践主体の主な責務

① 共通の責務

保護者、地域住民、育ち学ぶ施設関係者、事業者及び本市は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる場において、憲章の実践を推進するよう努めるとともに、相互に、その果たす役割を理解し、協力し合い、及び補完し合う。

② 保護者の責務

子どもの自ら育つ力を大切にして、子どもを健やかで心豊かに育み、子どもと共に成長していくよう努める。

③ 地域住民の責務

その地域の子どもを見守り、保護者を支え、子どもを共に育む地域社会づくりに努める。

④ 育ち学ぶ施設関係者の責務

施設がある地域で子どもを育む拠点として憲章の実践に努める。

⑤ 事業者の責務

子どもの健やかな成長を脅かさない事業活動を行い、子どもを健やかで心豊かに育む環境整備に努める。

⑥ 本市の責務

保護者、地域住民、育ち学ぶ施設関係者、事業者と連携協力を図りながら、子どもを共に育む社会環境の整備の推進に努める。

⑦ 観光旅行者等の責務

市民・本市が行う憲章の実践を推進する取組に協力するよう努める。

憲章の実践は市民が主体となって、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる場で行うものですが、それぞれの実践主体である保護者、地域住民、育ち学ぶ施設関係者、事業者、本市及び観光旅行者等が自覚を持って行動するため、それぞれの主な責務を定めています。

4 憲章の実践方策

①子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守るために

- ・ 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者は、子どもの遊びと学びに資する、文化・自然・社会体験その他の体験活動の機会を子どもに提供する。
- ・ 事業者・本市は、その体験活動の機会を提供する取組を支援するよう努める。
- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・本市は、子どものための取組を企画する際に、子どもが参画できるように努める。
- ・ 本市は、市民と協力して、子どもの命や安全を脅かす問題への対策に努める。

憲章の行動理念のうち「子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。」の実践方策を定めています。

子どもが持っている自ら育つ力を伸ばすために、子どもが活躍できる場ともなる、子どもの遊びと学びに役立つ文化・自然・社会における体験の機会を提供するとともに、子どものための施策や取組を進めるときは、企画段階から子どもが関わられるように努めることとしています。

また、[5](#)で緊急課題として後述している児童虐待、いじめ、児童ポルノ、薬物乱用及び性感感染症のほか、子どもの命や安全を脅かす行為や事象への対策を、本市が市民と協力して推進に努めることとしています。

②子どもから信頼され、模範となる行動に努めるために

- ・ 市民は、法令を遵守し、京都市市民憲章その他の行動規範を実践する。
- ・ 市民は、公の秩序や善良な風俗に反する行為を慎む。

憲章の行動理念のうち「子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。」の実践方策を定めています。

法令や京都市市民憲章等の市民が守るべきこと、努めるべきことを率先して実践するとともに、公序良俗に反する行為を慎むこととしています。

③子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めるために

- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者は、本市と連携協力を図り、保護者や青少年（概ね13歳～30歳）が親として育ち学べる機会を提供する。
- ・ 保護者・青少年は、親として育ち学べる取組に積極的に参加するよう努める。
- ・ 本市は、地域住民をはじめ市民が行う親として育ち学べる取組を支援する。

憲章の行動理念のうち「子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。」の実践方策を定めています。

出産までに子どもと触れ合う機会が少ない親が増加している中で、親自身が親としての心構えや必要な知識・技術等を学ぶことが大切です。家庭を取り巻くそれぞれの実践主体が、親支援プログラム等の親として育ち学べる機会を提供するとともに、保護者や、今後親になる世代の人は、その取組の参加に努めることとしています。

本市は、そのような取組を推進するとともに、地域住民等による自主的な子育て支援活動を支援することとしています。

④子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にするために

- ・ 保護者は、子どもの育ちに合った規則正しい生活習慣の確立に努めるとともに、家族と一緒に日常の家事その他の家庭生活を行う家庭環境づくりに努める。
- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・本市は、そのため、保護者に協力し、保護者を支援するよう努める。

憲章の行動理念のうち「子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。」の実践方策を定めています。

「早寝・早起き・朝ごはん」等、子どもの年齢や発達段階に応じた規則正しい生活習慣を送るよう努めるとともに、家族と一緒に日常の家事や読書、会話等の機会を持つよう努めることとしています。

家庭での取組は、保護者が第一義的に責任を持って実践するものですが、家庭を取り巻くそれぞれの実践主体が保護者に協力し、支援が必要な家庭に対しては支援策を講じることとしています。

⑤子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げるために

- ・ 保護者・地域住民は、互いに協力し合い、地域での子どもを見守る活動を推進する。
- ・ 育ち学ぶ施設関係者は、地域の拠点として、子ども、保護者及び地域住民が相互に交流し、共に育ち合うことができる機会を提供する。
- ・ 事業者・本市は、子どもと関わる地域住民が互いに連携協力する活動を支援する。
- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・本市は、社会生活を営む上で課題を抱えつつ地域社会で孤立した子どもや保護者を支援する。

憲章の行動理念のうち「子どもを見守り，人と人が支え合う地域のつながりを広げます。」の実践方策を定めています。

保護者と地域住民は協力して子どもの見守り活動を推進し，育ち学ぶ施設は地域の子育て支援の拠点としての役割を果たすものとし，事業者及び本市は，これらの地域活動を支援することとしています。

また，引きこもりや不登校等の課題を抱えつつ，地域社会で孤立した子どもや家庭に対し，地域住民や育ち学ぶ施設関係者，本市が支援を行うこととしています。

⑥子どもを育む自然の恵みを大切にし，社会の環境づくりを優先するために

- ・ 市民及び観光旅行者等は，子どもを育む自然環境の保全に配慮した生活様式を心掛ける。
- ・ 本市は，自然環境を生かした，子どもの遊びや市民相互の交流ができる場の提供に努める。
- ・ 事業者は，その従業員である保護者が仕事と生活の調和を図れるよう，勤務時間，休暇制度その他の労働環境の整備に努める。
- ・ 本市は，保護者が仕事と生活の調和を図れるよう，事業者に対し啓発を行うとともに，子育て支援の必要な施策を講じる。
- ・ 事業者は，子どもの健やかな成長を脅かす商品を子どもに提供しないよう努める。
- ・ 本市は，市民と協力して，子どもの健やかな成長を脅かす社会環境を改善する。

憲章の行動理念のうち「子どもを育む自然の恵みを大切にし，社会の環境づくりを優先します。」の実践方策を定めています。

京都は，山紫水明の豊かな自然に恵まれています。子どもの成長にとって大切なこの自然環境を次代に引き継いでいくため，環境にやさしいライフスタイルを心掛けることや，自然環境を生かした子どもの遊びや市民交流の場の整備に努めることとしています。

また，社会環境においては，仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が，男女共に子育てを担い，安心して子育てできる環境づくりとして重要であり，事業者は労働環境を整備する取組を行い，本市は事業者の理解の促進や、保育所・学童クラブ事業等の保育サービスの充実など子育て支援の必要な施策を講じることとしています。

さらに，[5](#)で緊急課題として後述しているインターネット不適切利用や電子・映像メディア依存のほか，有害な図書類，玩具，ゲーム及び広告物，深夜外出等，子どもの健やかな成長を脅かす社会環境の改善のため，事業者の事業活動に当たっての取組や、本市の市民との協力による取組を行うこととしています。

①子どもの命や安全を脅かす問題への対策

ア 児童虐待対策

- ・ 本市は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な対応並びに再発防止のため、必要な施策を講じる。
- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者は、児童虐待対策のため、自らの果たす役割を理解し、本市の施策に積極的に協力する。

イ いじめ対策

- ・ 育ち学ぶ施設関係者は、いじめの予防及び早期発見、迅速かつ適切な対応並びに再発防止のために必要な措置を講じる。
- ・ 保護者・地域住民は、いじめ対策のため、育ち学ぶ施設関係者の取組に積極的に協力する。

ウ 児童ポルノ対策

- ・ 本市は、児童ポルノの提供等の行為の防止のため、啓発その他の必要な措置を行う。
- ・ 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者は、児童ポルノ対策のため、本市の施策に積極的に協力する。

エ 薬物乱用対策

- ・ 本市は、麻薬、覚せい剤その他の所持、使用等が禁止されている薬物について、子どもの乱用の防止のため、啓発その他の必要な措置を行う。
- ・ 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者は、子どもの薬物乱用対策のため、本市の施策に積極的に協力する。

オ 性感染症予防

- ・ 本市は、子どもの性感染症の予防のため、啓発その他の必要な措置を行う。
- ・ 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者は、子どもの性感染症対策のため、本市の施策に積極的に協力する。

ここでは、**4**で定める実践方策の中から、とりわけ緊急課題として取り組むべきものを抜き出し、そのうち、子どもの命や安全を脅かす問題への対策として、児童虐待、いじめ、児童ポルノ、薬物乱用、性感染症を掲げ、実践方策を定めています。

児童虐待について、予防・早期発見・迅速かつ適切な対応・再発防止のため、本市が必要な施策を講じることのほか、地域住民及び育ち学ぶ施設関係者は、虐待を疑ったとき、発見したときに児童相談所等へ通告する役割があることを理解し、児童虐待対策に積極的に協力することを定めるなど、児童虐待対策、いじめ対策、児童ポルノ対策、子どもの薬物乱用対策、子どもの性感染症予防のそれぞれについて、実践主体が主体となって、あるいは、協力して取り組むことを定めています。

②子どもの健やかな成長を脅かす社会環境の改善

ア インターネットの不適切利用対策

- ・ 保護者は子どもが携帯電話等からインターネットへ接続し、健やかな成長を阻害する情報を受発信しないように、子どもの携帯電話等の利用の必要性の有無を検討のうえ、子どもに携帯電話等を利用させるときは、事業者から提供されるフィルタリングサービスのうち子どもの年齢・成長段階に応じたものを利用するとともに、子どもと共に携帯電話等の利用の取決めを定めるよう努める。
- ・ 子どものインターネット利用に関係する事業者・本市は、地域住民・育ち学ぶ施設関係者と連携協力を図りながら、その保護者の取組が円滑に実施されるよう必要な措置を行う。

イ 電子・映像メディア依存対策

- ・ 保護者は、子どもがテレビ・ビデオ・DVD・ゲーム・インターネットその他の電子・映像メディアに過度に依存しない家庭環境づくりに努める。
- ・ 本市は、保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者と連携協力を図りながら、子どもの電子・映像メディアの適切な利用の在り方や過度に依存しないための対策、電子・映像メディアから得られる情報を正しく読み解く子どもの能力の習得の促進のための調査研究に努め、その成果の実践に努める。

ここでは、**4**で定める実践方策の中から、とりわけ緊急課題として取り組むべきものを抜き出し、そのうち、子どもの健やかな成長を脅かす社会環境の改善として、インターネットの不適切利用、電子・映像メディア依存を掲げ、実践方策を定めています。

携帯電話等によるインターネットの不適切な利用による弊害については、保護者は、子どもの携帯電話等の利用の必要性の有無を検討のうえ、インターネットの有害情報から子どもを守るフィルタリング機能を設定し、使用ルールを子どもと定めるよう努めることとしており、事業者・本市は、地域住民・育ち学ぶ施設関係者と連携協力し、そのための啓発その他の必要な条件整備を行うこととしています。

電子・映像メディア依存については、保護者は、子どもがテレビ等映像情報・ゲーム・電子メール等の電子・映像メディアに過度に依存しない家庭環境づくりに努めるとともに、本市は、保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者と連携協力して、電子・映像メディアの望ましい利用の在り方とその対策及び子どもがメディアの情報を活用する力の育成を研究し、実践に努めることとしています。

6 憲章の実践を推進する気運の醸成

① 憲章の日

憲章の実践を推進する気運を醸成し、並びに憲章に対する市民の関心と理解を深め、憲章の実践を一層推進するため、毎年2月5日を制定記念日と定める。

② 表彰

市長は、憲章の推進に関し、顕著な成果を収めた者及び功労があった者を表彰するものとする。

③ 情報の発信

本市は、憲章の実践を推進するため、地域住民、育ち学ぶ施設関係者及び事業者と連携し、多様な方法により市民及び市民以外の者に憲章の理念の普及及び啓発を行う。

憲章の普及と実践行動の一層の推進を図るため、気運の醸成に取り組む必要があります。

そのため、憲章が制定された平成19年2月5日にちなんで、毎年2月5日を憲章制定記念日と定めることとします。

また、憲章の優れた実践に取り組む個人・団体・事業者等を表彰することとして、実践への励みや模範となることを期待します。

さらに、多様な方法で市民や市民以外の者に普及啓発を図ることとしています。

7 憲章の推進体制

① 施策の実施体制の整備

本市は、憲章の実践を推進する環境を整備するために必要な体制を整備するよう努める。

② 行動指針

毎年度、推進会議の意見を聴いて、この条例に定める憲章の実践方策に関して行動指針を定める。

③ 推進会議

憲章の実践の推進その他この条例に関する重要事項について、調査及び審議し、市長に対し意見を述べるとともに、自らも実践の推進や実践する者の支援を行うため、推進会議を置く。

憲章の実践を推進する体制を定めています。

本市行政体制は、部局を越えた有効な体制整備に努めることとします。

この条例に定める憲章の実践方策に関して、毎年度、実践目標や取組を行動指針として定めることとします。

推進会議は、毎年度定める行動指針をはじめとする憲章の実践を推進する方策や環境整備について検討するとともに、自らも実践の推進や実践する者の支援を行う体制として設置することとします。

8 見直し

- ・ 本市は、この条例の目的を達成するため、その施行後3年を目途として、その施行の状況、子どもを取り巻く環境の変化及び子どもの命や安全を脅かし、又は健やかな成長を脅かす事態の改善の状況を勘案し、必要があると認めるときは、規制その他の所要の措置を講じるものとする。
- ・ 本市は、見直しを行うに当たっては、推進会議において評価を行い、意見を聴くとともに、市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じる。

この条例は、子どもを取り巻く環境を勘案しつつ、実践行動の推進状況を踏まえて見直しを行うこととします。

とりわけ、緊急に取り組むべき課題については、国の法令や京都府条例の動向も見極め、本市独自の規制も含め緊急課題への対応策を継続的に検討していくこととします。

見直しに当たっては、推進会議において評価・審議を行ってまいります。